

出産育児一時金の医療機関直接支払制度合意文書

当院では、「出産育児一時金等の医療機関等への直接支払制度」をご利用いただくことにしております。

- 妊婦の方がご加入されている医療保険者に、当院が妊婦の方に代わって出産育児一時金(*)を請求いたします。手続きについて手数料はいただきません。

* 家族出産育児一時金、共済の出産費及び家族出産費を含みます。

- 退院時に当院からご請求する費用について

- ・ 出産費用が 50 万円を超えた場合は、不足額を窓口でお支払いいただきます。(現金のみ)
- ・ 出産費用が 50 万円未満で収まった場合は、その差額を医療保険者に請求することができます。

* 当院が医療保険者から受け取った一時金の額の範囲で、妊婦の方へ一時金の支給があったものとして取り扱われます。

- 帝王切開などの保険診療を行った場合、3 割の窓口負担をいただきますが、一時金をこの 3 割負担のお支払いにも充てさせていただきます。

- この仕組みを利用なさらず、一時金を医療保険者から受け取りたい場合には、お申し出ください。その場合、出産費用の全額について退院時に現金等でお支払いいただくことになります。

<妊婦の方へのお願い>

- ① この制度の利用は保険に加入されていることが必要です。

当院でも月 1 回マイナンバーカードまたは資格確認書にて確認させていただきます。

* 退職後半年以内の方で、現在は国民健康保険など退職時とは別の医療保険にご加入の方は、在職時の医療保険から給付を受けることもできます。その際は、退職時に交付されている資格喪失証明書を提示下さい。(詳細は以前のお勤め先にお問い合わせください)

- ② 帝王切開など高額な保険診療が予定されている方は、高額療養費制度の利用で退院時の窓口支払が減額されることがあります。

いわたウィメンズクリニック 殿

以上説明を受け、一時金について、直接支払制度を利用することに合意 (します。 しません。)

年 月 日

郵便番号 _____

住 所 _____

電話番号 () _____

生 年 月 日 S・H 年 月 日

受診者 (妊産婦) 氏 名 (旧姓) _____

(出産予定日 年 月 日)

直接支払制度の活用 (あり ・ なし) を確認しました。

いわたウィメンズクリニック